

# 無人航空機の登録

および

リモートIDの搭載が  
義務化されました。



対象

## 100g以上の無人航空機

(ドローン・ラジコン機など)



飛行前に、確実な登録および  
リモートIDの搭載をお願いいたします。



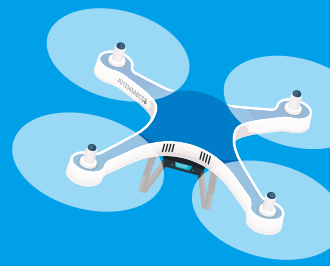
手順は下記よりご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/koku/drone/>


無人航空機 登録



# 無人航空機の登録には 3つの手順が必要となります。




**STEP 01** **申請**



申請方法はオンラインまたは書類提出にて行うことができます。無人航空機の所有者および使用者の氏名や住所などの情報、機体の製造者や型式などの情報を入力/記入し、申請を行ってください。

**STEP 02** **入金**



申請後、納付番号等が発行されたら、申請に係る手数料の納付を行ってください。クレジットカード、インターネットバンキング、ATMのいずれかの方法で入金することができます。また、申請方法によって手数料・納付方法が異なりますので、ご注意ください。

**STEP 03** **登録記号発行**



すべての手続きが完了した後、申請した無人航空機の登録記号が発行されます。登録記号を機体に記載する方法で鮮明に表示し、飛行を行ってください。

## 申請方法および手数料

申請方法	1機目	2機目以上(1機目と同時申請の場合)
個人番号カード又はgBizIDを用いたオンラインによる申請	900円	890円/機
上記以外(運転免許証やパスポート等)を用いたオンラインによる申請	1,450円	1,050円/機
紙媒体による申請	2,400円	2,000円/機

## 無人航空機の登録に加え、 リモートID機能の搭載が必要です。

リモートID機能とは、無人航空機の識別情報を電波で遠隔発信する機能を指します。

識別情報には、無人航空機の製造番号および登録記号、位置、速度、高度などの情報が含まれます。

飛行中であっても無人航空機の登録の有無、無許可飛行などを判別することで、空の安全を確保します。

※識別情報に個人情報は含まれません。



詳しくは無人航空機登録ポータルサイトをご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/koku/drone/>

無人航空機 登録

